

中国における進歩性判断

～技術偏見の克服を主張して特許を取得するためには～

中国知的財産権訴訟判例解説（第24回）

Arvestaライフサイエンス北米有限責任公司
再審申請人（一審原告、二審上诉人）

v.

専利復審委員会
再審被申請人（一審被告、二審被上诉人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

新規性に並ぶ特許要件の一つである創造性（日本の所謂進歩性に対応）は専利法第22条第3項に規定されている。

専利法第22条第3項

創造性とは、現有技術に比べて、その発明が突出した実質的特徴及び顕著な進歩を有し、その実用新型が実質的特徴及び進歩を有することをいう。

発明が自明か否かは以下の3ステップにより判断される。

第1ステップ：最も近い現有技術を確定する。

第2ステップ：発明の区別特徴及び発明が実際に解決する技術的課題を確定する。

第3ステップ：保護を請求する発明が当業者にとって自明的であるか否かを判断する。

さらに、以下の事項は創造性判断に当たり二次的に考慮される。

人々が長らく解決を望んでいたが、始終成功が得られなかった技術的課題を解決した場合
技術偏見を克服した場合
商業的成功

本事件では、創造性を判断するにあたり、技術偏見を克服したか否かが争点となった。最高人民法院は、原告が、技術偏見が存在していた事を示す十分な証拠が存在しないとして、創造性なしとした北京市高级人民法院の判決¹を維持する裁定をなした²。